

## 共催、協賛、及び後援に関する覚え書き

平成 23 年 7 月 31 日 理事会

- (1) 共催、協賛、又は後援の依頼にあたり、別紙申請書を会長宛に提出するものとする。
- (2) 総務委員長は、申請が規則第 3 条の承認の基準を満たしていることを確認した後に、理事会メール審議において 1 週間を目処に意見を求める。
- (3) 理事・監事からの反対意見がないことを確認し、事務局は申請者に共催、協賛、又は後援の許可を会長名で回答する。
- (4) 総務委員会は、事後の理事会において、共催、協賛、又は後援の承認結果を報告する。
- (5) 原則として経費や人的負担はしないものとするが、必要性が認められる場合は理事会で判断する。
- (6) 日本地球惑星科学連合共催（後援）のほか、希望があれば日本地球惑星科学連合〇〇セクション、日本地球惑星科学連合〇〇委員会、等の名称の使用を認める。
- (7) 共催、協賛、及び後援の分類に適合しない場合は、その扱いについて依頼者と協議するものとする。